

## 熊本地震に伴う平成28年度汚染負荷量賦課金の申告・納付について

平成28年4月14日以降に発生した熊本地震に被災し、被害を受けられた事業者の皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この地震による被害に伴い、平成28年度汚染負荷量賦課金を期限（平成28年5月16日）までに申告・納付することが困難な事業者の方に対しましては、公害健康被害の補償等に関する法律第60条の規定に基づく国税徴収の例により、以下のとおり申告・納付期限を延長することとしております。

地域区分	延長期限	延長手続
熊本県の事業者の方	未定	不要
上記以外の地域の事業者の方	未定	必要

(注) 1. 延長期限については、国税庁告示で定める期日まで期限を延長することとなりますが、平成28年4月22日現在、国税庁の告示がなされていないので、告示され次第ご案内いたします。

2. ご案内する期限内に納付が困難な事業者の方は、機構までご連絡ください。

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構

補償業務部 業務課 野口・中村

TEL. 044-520-9552

FAX. 044-520-2133